群馬県
感染症対策営業時間短縮要請協力金
＜申請要領（大規模施設・テナント用）＞

（要請期間・対象地域）

５／１６（日）～６／１３（日）

前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、
渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町

※本要領に該当する施設・店舗であっても、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可書をお持ちの方は、飲食店等協力金の対象となります。

受付期間　令和３年７月１５日（木）～８月２０日（金）

【相談窓口】

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

電話番号：０５７０―０７７―３７０

受付時間：午前９時から午後５時まで（土日・祝日含む）

令和３年度群馬県営業時間短縮要請協力金（大規模施設・テナント用）申請要領

Ⅰ　概要

１ 趣旨

県では、令和３年５月１６日からのまん延防止等重点措置の適用に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づき、重点措置区域内の大規模施設（延床面積１，０００㎡超の施設）に対して、以下のとおり営業時間の短縮等を要請しました。

この要請に応じ、営業時間の短縮等に御協力いただいた施設の運営事業者及び当該施設内のテナント事業者等を対象に協力金を支給します。

【要請内容等】

要請期間　令和３年５月１６日(日)～６月１３日(日)　計２９日間

対象地域　前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町

対象施設　延床面積が１，０００㎡を超える以下の施設
劇場等、集会場等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設、遊技場、博物館等、遊興施設等、物品販売業を営む店舗、サービス業を営む店舗
※生活必需物資・生活必需サービスを除く。

要請内容　午後８時から午前５時までの営業自粛（イベント開催の場合は午後９時まで）

＜対象施設例＞ ※ 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗を除く。

○劇場等（映画館、プラネタリウム、劇場、観覧場、演芸場 など）
○集会場等（集会場、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など）
○ホテル又は旅館（ホテル・旅館の集会の用に供する部分に限る。）
○運動施設（体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、ゴルフ練習場、テニス場、柔剣道場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ など）
○遊技場（パチンコ屋、ゲームセンター、遊園地 など）
○遊興施設等（キャバレー、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス など）
※ネットカフェ、漫画喫茶等は要請の対象外
○商業施設等（百貨店、ショッピングモール、ビデオショップ、ビデオレンタル、スーパー銭湯、フォトスタジオ など）

【本協力金における「生活必需物資・生活必需サービス」とは】

・「食料品」「衛生用品」「医薬品（医療機器，再生医療用製品を含む)」「化粧品」「理美容」「燃料」「医療等行為（ペットに対するものを含む)」「質屋」「宅配サービス」などの生活に欠くことができない物資のことをいいます。

２　支給対象

以下いずれかに該当する施設であること

（１）大規模施設

多数の者が利用する、建築物の延床面積の合計が１，０００㎡を超える施設であって、県からの営業時間の短縮要請（以下、時短要請とする。）に応じた施設であること。

※施設の一部について、生活必需物資の小売関係等を行うことから、当該部分のみ時短等していない場合を含む。

（２）大規模施設内のテナント等店舗

（１）の大規模施設の一部を賃借（※１）することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント等店舗で、大規模施設が時短要請に応じたことに伴い、営業時間の短縮行った店舗（※２、※３）（ただし、特定百貨店店舗は除く。）であること。

（※１）大規模施設の敷地内等において当該施設運営者等との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行うことを含む。

（※２）契約に基づき店舗を設ける予定を有していたが、時短要請を受けて実際に設けることができなかった場合を含む。

（※３）大規模施設が時短営業することにより、やむを得ず時短営業することになった場合は、業種を問わず（生活必需物資販売店を含む。）支給対象となる。

【特定百貨店店舗】

百貨店等において、その施設内の店舗の売上が一旦当該百貨店等に計上され、その後分配される契約形態をとっており、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗。

※これに該当する店舗分については、百貨店等運営事業者が手続きを行うこととなります。

３　申請要件

（１）大規模施設に対する協力金

次の要件をすべて満たし、申請にあたっての誓約事項に同意すること。

①　群馬県内の重点措置区域内において営業している『建築物の延床面積が１，０００平方メートルを超える要請対象施設』の運営事業者であること。

②　要請期間中のすべての日で要請に応じた運営事業者であること。

※準備期間が必要な場合もあるため，５月１９日（水）までに営業時間短縮等を開始していれば、開始日前日までの日数分を減額して協力金を支給します。

③　要請対象月に、地方創生臨時交付金等を財源とした他の補助金や給付金を申請・受給していないこと。（例：飲食業に係る協力金、事業継続支援金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及びARTS支援事業等）

④　要請以前から午後８時（イベント開催の場合は午後９時）を越えて営業を行っていたが、県の要請に応じて、要請期間の全期間を通して午後８時（イベント開催の場合は午後９時）までに営業時間を短縮したこと。

⑤　入場整理の実施、店舗での酒類の終日提供自粛等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の終日使用自粛等したこと。

⑥　時短要請の期間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
⑦　代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

（２）大規模施設内のテナント等店舗に対する協力金

次の要件をすべて満たし、申請にあたっての誓約事項に同意すること。
①　要請に応じている大規模施設から、その一部区画を賃借して出店しているテナント事業者であること。
②　当該大規模施設が応じている要請期間に準じて、同様の営業時間の短縮を実施したテナント事業者であること。
※当該大規模施設が要請に応じていない場合は、「対象外」です。
③　要請対象月に、地方創生臨時交付金等を財源とした他の補助金や給付金を申請・受給していないこと。（例：飲食業に係る協力金、事業継続支援金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及び ARTS 支援事業等）
④　酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）したこと。
⑤　時短要請の期間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
⑥　代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

４　支給額

１施設（店舗）当たり：１日当たりの支給単価×要請に応じた日数

（１）大規模施設に対する協力金

区分	１日当たりの支給単価	留意事項
共通	自己利用部分面積／１，０００㎡（単位未満切捨て）×　２０万円×時短率（※１） （※１）短縮時間（※２）／本来の営業時間 （※２）短縮時間＝本来の閉店時間－２０時（イベント開催の場合は２１時） （※３）０．５(＝３０分)単位とし、３０分未満は切上げ	・１，０００㎡を１単位とし、単位未満切捨てとする。 ・１，０００㎡未満の場合は、１，０００㎡とみなす。 【自己利用部分面積とは】 大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、時短要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積を指します。 ※以下は「自己利用部分面積」に含まない。 ①　テナント・出店者の区画及び自ら生活必需品の販売等を行う区画 ②　直接的にサービス等提供を行わない部分 例）階段、エスカレーター、エレベーター、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、トイレ、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等など

追加加算	テナント店舗※及び特定百貨店店舗の数　（≧１０）×２千円　×　時短率 ※大規模施設内のテナント店舗のうち、「テナント等店舗に対する協力金」の支給対象となる店舗	・「テナント事業者等に対する協力金」の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗（「２　支給対象」を参照）が、合わせて１０以上存在する大規模施設に限り、追加支給する。 ・１事業者が１つの大規模施設において複数の店舗を営んでいる場合は、複数の店舗でそれぞれ数えるものとする。
追加加算	特定百貨店店舗※の数　×　２万円　×　時短率 ※「２　支給対象」を参照	・百貨店のみ追加支給する。 ・１つの事業者が１つの大規模施設において複数の店舗を営んでいる場合は、複数の店舗でそれぞれ数えるものとする。 ・特定百貨店店舗１店舗あたりの協力金については、最終的に百貨店等運営事業者から特定百貨店店舗に支払われることを想定。
追加加算	対象映画館の常設スクリーン数　×　２万円　×　上映減少率（※１）× （※１）営業時間短縮により（午後８時以降）上映できなくなった映画の回数／本来上映する予定であった映画の回数	・映画館のみ支給する。 ・映画館運営事業者及び映画配給会社のそれぞれが支給対象となる。

（２）大規模施設内のテナント等店舗に対する協力金

区分	１日当たりの支給単価	留意事項
共通	大規模施設内におけるテナント事業者等の専用の店舗等面積　/１００㎡（単位未満切捨て）×　２万円　×　時短率	・１００㎡を１単位とし、単位未満切捨てとする。 ・１００㎡未満の場合は、１００㎡とみなす。

Ⅱ　申請手続等

１　問い合わせ先　**※電話対応のみ**

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金（飲食店・大規模施設）コールセンター
電話番号：０５７０－０７７－３７０
受付時間：午前９時から午後５時まで（土日・祝日を含む）

２　申請書類の入手方法　**※令和３年７月８日（木）から配布**

以下の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。
・県ホームページ（https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00012.html）からダウンロード
・県行政県税事務所・各市町村　　・商工会議所・商工会

３　受付期間

令和３年７月１５日（木）から同年８月２０日（金）まで

４　申請方法

以下のいずれかの方法で、申請を受け付けます。なお、申請書類は返却しません。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合や、確認のために連絡する場合がありますので、提出時に、必ず控えを取り保管してください。

なお、映画運営事業者、映画配給会社及び百貨店については、郵送のみの申請としますので、あらかじめ御了承ください。

（１）オンライン申請【原則】

県ホームページ（https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00012.html）上の専用フォームから申請してください。（映画運営事業者、映画配給会社及び百貨店を除く。）

（注）申請は、令和３年８月２０日（金）２３時５９分までに送信を完了してください。

なお、オンライン申請をされる方は、新規申込者登録画面からアカウントを作成してください。

申請の受付状況やその後の審査進捗等については、ログインして御確認いただけます。

（２）郵送申請**【令和３年８月２０日（金）消印有効】**　**※持参での申請受付は行いません**

申請書類一式を以下の宛先に郵送してください。簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送（※送料は申請者側で負担）してください。

※なお、レターパックの場合を除き、提出書類は付属の色つき封筒に封入して郵送してください。

〈宛先〉〒３７１－０８４７　群馬県前橋市大友町３－２４－１
ホテル１２３前橋マーキュリー
「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金（大規模施設）　事務局」あて

５　支給決定

（１）申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に順次、協力金を支給します。

７月下旬から順次支給する予定です。（申請書等に不備がある場合は、別途期間を要します。）

（２）審査の結果については、別途通知を発送します。

Ⅲ　留意事項

１　書類の不備等があり、群馬県（県の委託を受けた者を含む。以下「県」という。）が申請者に連絡・確認できない場合及び申請者が追加書類の提出に応じない場合が相当期間続いたとき（申請受付日から１ヶ月経過した日、又は令和３年８月３１日（火）のいずれか早い方の期日に到達したとき）は、申請が取り下げられたものとみなします。

2　協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は、支給決定を取り消します。この場合、申請者は協力金を返還し、加算金を支払うこととなります。
なお、協力金の不正受給が確認された場合、事業者名、対象店舗等の情報が公表されます。

3　県では、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

4　申請書に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署、保健所等）の求めに応じて、提供することがあります。

5　県は、審査の過程において、追加の書類提出を求める場合があります。

Ⅳ　申請書類・添付書類

（別表１）必須書類　※チェック☑を入れ、必要書類が揃っているか御確認ください。

提出書類一覧		チェックリスト
共　　通		
①	**群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金　支給申請書（様式１）** **（大規模施設・テナント用）** ※申請日を忘れずに記入してください。	□
②	**誓約書（様式２）** ※日付は申請日と同じ日付としてください。必ず自署してください。	□
③	**協力金算定シート** **（大規模施設用又はテナント用の該当様式で作成してください。）**	□
④	**通帳等の写し**　※Ａ４サイズでコピーして添付 ・金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し ※通帳を開いた１・２ページ目の写しを提出してください。 ・インターネットバンキングは、上記事項の記載されたページの写し	□
⑤	**本人確認書類の写し**　※Ａ４サイズでコピーして添付 （法人）代表者の運転免許証（表裏）、パスポート（顔写真と所持人記載欄のページ）、マイナンバーカード（番号不要）　※いずれか１点 （個人）運転免許証（表裏）、パスポート（顔写真と所持人記載欄のページ）、マイナンバーカード（番号不要）　※いずれか１点	□
（１）大規模施設に対する協力金（共通）		
①	**延床面積が１，０００㎡超えていることが確認できる書類** （例）登記事項証明書、大規模小売店舗立地法上の届出（直近の店舗面積の合計がわかるページ）、図面等の写し	□
②	**本来の営業時間及び短縮後の営業時間が確認できる書類** ※Ａ４サイズでコピーして添付 ※営業時間短縮の期間、変更前と変更後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど対外的に営業時間の短縮や休業の事実を周知し	□

	ていることが分かるものを添付してください。 ※店舗等の名称や状況（時間短縮の期間、変更前後の営業時間）が分かるように工夫してください。	
＜自己利用部分面積分＞		
①	**自己利用部分面積算定シート（別紙①）**	□
②	**自己利用部分面積が確認できる書類**　※Ａ４サイズでコピーして添付 （例）求積図及び求積表等の写し	□
＜テナント事業者管理把握（加算分）＞		
①	**テナント等店舗に対する協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗の一覧（別紙②）**	□
＜特定百貨店店舗分＞		
①	**特定百貨店店舗の一覧（別紙②）** ※特定百貨店店舗であることが確認できる書類（賃貸借契約書等）の写しを添付してください。※Ａ４サイズでコピーして添付	□
＜映画館運営事業者及び映画配給会社分＞		
①	**常設のスクリーン数が確認できる書類**　※Ａ４サイズでコピーして添付 （例）映画館の案内やホームページ等	□
②	**・時短要請中に、時短要請等に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数** **・時短要請中に本来上映する予定であった映画の総数が確認できる書類** ※Ａ４サイズでコピーして添付 （例）映画館の案内やホームページ等	□
（２）大規模施設内のテナント等店舗に対する協力金		
①	**大規模施設への出店が確認できる書類**　※Ａ４サイズでコピーして添付 （例）賃貸借契約書等の写し	□
②	**テナント店舗の面積が確認できる書類**　※Ａ４サイズでコピーして添付 （例）賃貸借契約書、図面等の写し	□
③	**店舗の外観全体（店舗名）が確認できる書類**　※Ａ４サイズでコピーして添付	□
④	**出店している大規模施設の本来の営業時間及び短縮後の営業時間が確認できる書類**　※Ａ４サイズでコピーして添付 （例）ホームページや店頭ポスター、チラシ等	□
⑤	**テナント店舗の本来の営業時間及び短縮後の営業時間が確認できる書類** ※Ａ４サイズでコピーして添付 ※営業時間短縮の期間、変更前と変更後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど対外的に営業時間の短縮や休業の事実を周知していることが分かるものを添付してください。 ※店舗等の名称や状況（時間短縮の期間、変更前後の営業時間）が分かるように工夫してください。	□

記入例

（大規模施設・テナント用）

様式１

申請日を記入してください。

令和３年７月１５日

群馬県知事　様

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金　支給申請書

次のとおり群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については、事実と相違ありません。

１　申請者情報

申請事業者名	フリガナ	グンマ　タロウ	
	名称	群馬　太郎	
申請者の種別（選択）	法人	法人番号	（13 桁）
		所在地	〒　　－
	個人	住所	〒●●●－●●●● 前橋市大手町●-●-●
		生年月日	平成●年●月●日
作成担当者	フリガナ	グンマ　ハナコ	所属部署：担当部署がない場合、空白で可
	氏名	群馬　花子	
	連絡先	電話番号：　●●●　－　●●●　－　●●●● メールアドレス：　△△△　@　pref.gunma.lg.jp	

※不備等があった場合に利用いたしますので、日中連絡が可能な電話番号・メールアドレスを記入ください。メールアドレスがない場合には電話番号だけで結構です。

２　振込先情報

金融機関名	●●銀行	金融機関コード	1	2	3	4	（４桁）				
本･支店名	本店	支店コード	5	6	7	（３桁）					
預金種別	①　普通　２：当座 （いずれかを○で囲んでください	口座番号	8	9	1	2	3	4	5	（７桁）	
フリガナ	グンマ　タロウ										
口座名義人	群馬　太郎										

※口座番号が６桁以下の場合、はじめに「０」を記載してください。
※必ず申請者名義の口座を指定してください（申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります）。

（裏面に続く。）

3　申請施設（店舗）情報　※重点措置区域内のみ

フ　リ　ガ　ナ	●●ショッピングセンター
施設（店舗）の名称	●●ショッピングセンター
施設（店舗）の所在地	〒●●●－●●●● 前橋市大手町●-●-●
テナントの場合、入居している大規模施設名	※　該当する場合のみ記載してください。
電話番号	●●●　－　●●●　－　●●●●
施設（店舗）の種類	※　以下のうち１つにチェック（✔）を付けてください。 □　劇場等（プラネタリウム、劇場、観覧場、演芸場　など） □　集会場、展示場等（集会場、展示場、貸会議室　など） □　ホテル等（ホテル・旅館等の集会の用に供する部分に限る） □　運動施設（ボウリング場、ゴルフ練習場、テニス場、スポーツクラブ、柔剣道場、ヨガスタジオ　など） □　遊技場（パチンコ屋、ゲームセンター、遊園地　など） □　博物館等（博物館、美術館、記念館など） □　遊興施設（ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス　など） ※　食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く ☑　商業施設等（ショッピングモール、古物商、古本屋、おもちゃ屋、ビデオショップ、ビデオレンタル、アウトドア用品・スポーツグッズ店、ゴルフショップ、スーパー銭湯、フォトスタジオ　など） □　商業施設内の生活必需品売場 □　その他の施設（店舗）
延床面積 （大規模施設のみ）	３５，６００　㎡　　＞　1,000 ㎡
営業時間短縮等実施期間	令和３年５月　１６　日 から令和３年６月１３日まで　２９　日間 通常の営業時間　：１０　時　００　分から　２１　時　００　分まで 要請時の営業時間：１０　時　００　分から　２０　時　００　分まで ※　営業時間短縮等を開始した初日を記入してください。 ※　要請の初日である５月１６日以降の日付を記入してください。

4　申請金額

別添「協力金算定シート」により算定した金額を記入してください。

４，１１８，０００円

記入例

様式２

誓約書

私は、まん延防止等重点措置に伴う群馬県からの営業時間短縮の要請に対し、申請書記載のとおり全期間を通して協力したので、「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金」を申請します。

申請にあたっては、下記の内容について、誓約します。

記

1　申請書の記載内容について、事実と相違ありません。
2　県の要請に応じて、営業時間の短縮等を実施しました。
3　群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施し、これを遵守しました。また、引き続きこれを遵守します。
4　要請対象月に、地方創生臨時交付金等を財源とした他の補助金や給付金を申請・受給していません。（例：飲食業に係る協力金、事業継続支援金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金及び ARTS 支援事業等）
5　代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当する者ではありません。
　一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
　二　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
　三　暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
　四　暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
　五　自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
　六　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
　七　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
　八　暴力団員と密接な交友関係を有する者
6　協力金の支給を受ける申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
7　群馬県から追加書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じ、協力します。
8　申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署、保健所等）に求めに応じて提供することに同意します。
9　協力金の不正受給が確認された場合、事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。

※ゴム印等を使用せず、法人代表者又は個人事業主が「自署」してください。

令和３年７月１５日

群馬県知事　あて

誓約日を忘れずに記入し、日付は申請書と一致させてください。

申請者住所

法　人　名　　群馬〇〇株式会社

代表者職・氏名　　代表取締役社長　群馬　太郎

※法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。
※個人事業主の場合は、「法人名」の記載は不要です。

記入例

協力金算定シート（大規模施設用）

申請する大規模施設ごとに本算定シート及び支給申請書を作成してください。

１．施設についての情報

フリガナ	●●ショッピングセンター
施設名	●●ショッピングセンター

※以下、色のついたセルを入力すると、金額等が自動計算されます。

２．申請金額算定（１日あたりの支給額）

（１）自己利用部分面積分

①自己利用部分面積【実際の面積】	7,830	㎡	少数点以下切捨て
②自己利用部分面積【算定上の面積】	7,000	㎡	000㎡未満⇒1,000㎡とみなす
③算定	7		
④本来の営業時間（注１）	11	時間	例）午前10時開店、午後9時閉店 ⇒本来の営業時間は「11時間」
⑤要請に応じて短縮した営業時間（注２） （本来の閉店時間－午後８時）	1	時	午後８時以降で、短縮した時間数を記
⑥１日当たりの支給額（200,000円×③×⑤÷④）	128,000	円	

実際の自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合には、算定上の面積は1,000㎡とみなします。
例）920㎡ ⇒ 1,000㎡

実際の自己利用部分面積を記入してください。
小数点以下は切捨てとしてください。
例）7,830.8㎡ ⇒ 7,830㎡

仮に、本来の閉店時間が午後９時であって、要請に応じて午後７時とした場合であっても、要請内容は「午後８時までの営業時間短縮」であるため、短縮した営業時間は１時間となります。（午後９時－午後８時）

１日当たりの支給額に端数が生じる場合には、千円未満を切上げとしてください。
例）127,272円 ⇒ 128,000円

（注１）本 曜日を選択して記
分 間」、３０分超６
「

（注２）休 、短縮した営業時間は午後8時以降
の時間数を計上します。

「大規模施設内のテナント等店舗に対する協力金」の支給対象となるテナントの店舗数を記入してください。

（２）テナント事業者管理把握分

⑦テナント店舗数	15	店	支給対象となる店舗数を計上
⑧特定百貨店店舗数		店	支給対象となる店舗数を計上
⑨店	15	店	※対象となる店舗が10以上ある場合に限り申請可能
⑩１日当たりの支給額（2,000円×⑨×⑤÷④）	3,000	円	千円未満切上げ

「特定百貨店店舗分」の支給対象となる特定百貨店の店舗数を記入してください。

１日当たりの支給額に端数が生じる場合には、千円未満を切上げとしてください。
例）2,727円 ⇒ 3,000円

（３）特定百貨店店舗分

⑪１日当たりの支給額（20,000円×⑧×⑤÷④）		円	千円未満切上げ

（裏面に続く。）

（４）映画館運営事業者分

※要請対象大規模施設内に1,000㎡以下の映画館を有する映画館運営事業者は、対象外となります。
　別紙の「大規模施設内のテナント等店舗に対する協力金」を申請してください。

⑫対象映画館の常設スクリーン数	7	面	
⑬時短営業要請に応じたことにより 上映できないこととなった映画の回数	20	回	要請期間中に午後８時以降で、上映できなかった映画の回数を記載
⑭時短営業の期間中に本来上映する予定 であった映画の回数（注３）	260	回	
⑮１日当	11,000	円	

要請に応じたことにより、５月１６日（遅くとも１９日）から６月１３日の間で、上映する予定であった映画の回数を記入してください。

要請に応じたことにより、５月１６日（遅くとも１９日）から６月１３日の間で、午後８時以降上映できないこととなった映画の回数を記入してください。

（注３）実施する場合には、当該作品単位でなく、
た映画の回数をご記入ください。

３．申請金額（総額）

要請に応じた日数	29	日間	２６～２９日間
申請金額（（⑥＋⑩＋⑪＋⑮）×要請に応じた日数）	4,118,000	円	**左記の金額を申請書に転記**

記入例

協力金算定シート（テナント用）

申請するテナントごとに本算定シート及び支給申請書を作成してください。

１．テナントについての情報

フリガナ	●●●テン
テナント名	●●●店

※以下、色のついたセルを入力すると、金額等が自動計算されます。

２．申請金額算定（１日あたりの支給額）

（１）大規模施設内のテナント等店舗に対する協力金

①店舗等面積【実際の面積】	860	㎡	少数点以下切捨て
②店舗等面積【算定上の面積】	800	㎡	
③算定上の面積	8		
④本来の営業時間（注１）	11	時間	例）午前10時開店、午後9時閉店 ⇒本来の営業時間は「11時間」
⑤要請に応じて短縮した営業時間（注２） （本来の閉店時間－午後８時）	1	時間	午後８時以降で、短縮した時間数を
⑥１日あたりの支給額（20,000円×③×⑤÷④）	15,000	円	

実際の店舗面積を記入してください。小数点以下は切捨てとしてください。
例）860.8㎡ ⇒ 860㎡

実際の店舗面積が100㎡未満の場合には、算定上の面積は100㎡とみなします。
例）79㎡ ⇒ 100㎡

仮に、本来の閉店時間が午後９時であって、要請に応じて午後７時とした場合であっても、要請内容は「午後８時までの営業時間短縮」であるため、短縮した営業時間は１時間となります。（午後９時－午後８時）

（注１）本来の営業時間が日によって異なる場合は、特定の曜日を選
分単位の端数については、３０分以下は「０．５時間」、３
「１時間」とみなす。

（注２）休業した場合や午後８時よりも早く閉店した場合でも、短縮
午後８時以降の時間数を計上する。

（２）映画配給会社分

※1,000㎡以下の映画館と契約する映画配給会社は、本協力金の対象外となります。

⑦対象映画館の常設スクリーン数	7	面	
⑧時短営業要請に応じたことにより上	20	回	要請期間中に午後８時以降で、上映できなかった映画の回数を記載
⑨時で	260	回	要請期間中に上映した映画の回数と上映できなかった映画の回数を合算
⑩１日当たりの支給額（20,000円×⑦×⑧÷⑨）	11,000	円	

要請に応じたことにより、５月１６日（遅くとも１９日）から６月１３日の間で、午後８時以降上映できないこととなった映画の回数を記入してください。

要請に応じたことにより、５月１６日（遅くとも１９日）から６月１３日の間で、上映する予定であった映画の回数を記入してください。

（注３）同一のスクリーンで複数の配給会社が上映を実施する場合に
スクリーン全体での本来上映する予定であった映画の回数を

３．申請金額（総額）

要請に応じた日数	29	日間	２６～２９日間
申請金額（（⑥＋⑩）×要請に応じた日数）	754,000	円	**左記の金額を申請書に転記**

記入例

別紙①

自己利用部分面積算定シート

※１施設につき１枚作成してください。

フリガナ	●●ショッピングセンター
施設名	●●ショッピングセンター

求積図等に色を塗るなどして、以下の面積がどの部分に該当するかわかるよう工夫してください。

＜大規模小売店舗立地法の適用がある施設の場合＞

①大規模小売店舗立地法上の店舗面積(※１)の合計	１０，０００㎡
②大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積	０㎡
除外する面積	
③テナント面積	１，１７０㎡
④自ら生活必需品の販売等を行う店舗の面積	１，０００㎡
⑤特定百貨店店舗の面積	０㎡
自己利用部分面積(※２)【(①＋②) － (③＋④＋⑤)】	７，８３０㎡

(※１)小売業（飲食業を除く。物品加工修理業を含む。）を行うために使用される床面積。

＜大規模小売店舗立地法の適用がない施設の場合＞

①当該施設の延床面積	㎡
除外する面積	
②一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫等	㎡
③その他、直接的にサービス等の提供を行わない部分（例：階段、エスカレーター、エレベーター、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、トイレ、駐車場等）	㎡
自己利用部分面積(※２)【(①－ (②＋③)】	㎡

(※２)上記で算出した自己利用部分面積を協力金算定シート（大規模施設用）の①自己利用部分面積【実際の面積】の欄に転記してください。

＜協力金算定時の面積の考え方＞ 例：映画館が入っているショッピングモールが２０時までの営業とした場合

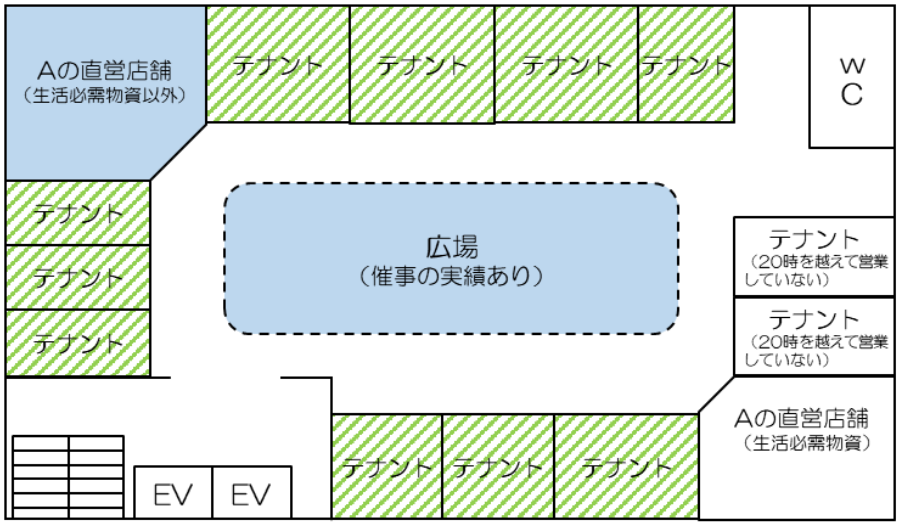

２階

※専門店街。Aが運営。フロアの床面積2,000㎡。バックヤードは図から省略。
テナントは各テナント事業者が運営。

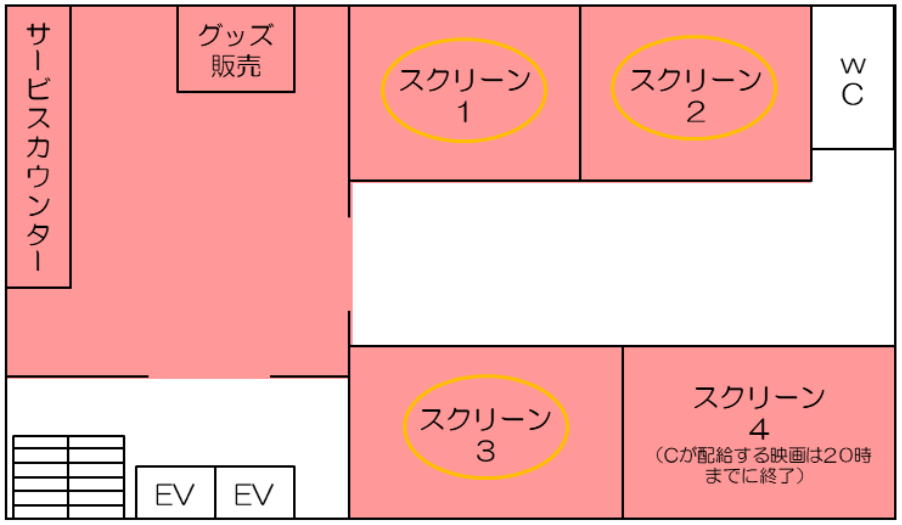

３階

※Aが運営する施設にテナントとして入居する映画館。Bが運営。フロアの床面積2,000㎡、バックヤードは図から省略。

◆株式会社A◆
ショッピングモール（1階・2階部分）を運営する大規模施設運営事業者

■自己利用部分（青色塗りつぶし）
生活必需物資以外を取り扱うAの直営店舗面積、催事の実績がある広場面積の合計で計算。
※テナント部分（映画館も含む）、生活必需物資販売部分、飲食部分、サービス提供を直接的に行っていない部分（階段・施設間の連絡通路・エレベーター・トイレ・バックヤード等）を除く。
■テナント事業者等の把握管理分
協力金の支給対象となるテナント事業者の数（緑色斜線）で計算。（図では10店舗）

◆各テナント事業者◆
ショッピングモール（2階部分）に入居する各テナントの事業者

■店舗面積
自身のテナントの売場面積で計算。
※通常時から20時を越えて営業している店舗が対象。
※生活必需物資を取り扱うテナントも支給対象となる。

≪要請対象か否かの考え方≫
・ショッピングモール全体（1～3階）が6,000㎡なので、施設全体が要請対象。
・映画館（3階）はテナントであるが、床面積が2,000㎡なので要請対象大規模施設でもある。（大規模施設とする場合は、施設全体の面積（6,000㎡）ではなく、映画館のみの面積（2,000㎡）を見る。）

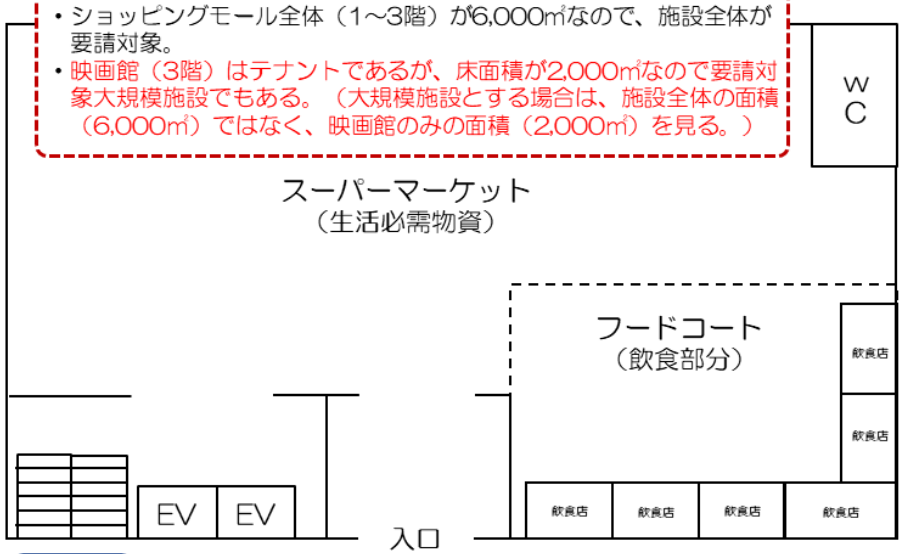

１階

※食料品部分。Aが運営。フロアの床面積2,000㎡、バックヤードは図から省略。

◆株式会社B◆
映画館（3階部分）を運営する**大規模施設運営事業者**

■自己利用部分（ピンク色塗りつぶし）
映画館としてのサービス提供面積、常設スクリーンのある上映室面積の合計で計算。
※サービス提供を直接的に行っていない部分（階段・エレベーター・トイレ・バックヤード等）を除く。
■常設スクリーン数
常設スクリーンの数で計算。（図では4スクリーン）

◆株式会社C◆
大規模施設である映画館（3階部分）で映画を配給する事業者

■常設スクリーン数
映画の終了時刻が20時を越える予定だった常設スクリーンの数（オレンジ色丸囲み）で計算。（図では3スクリーン）
※20時を越えて上映する予定だったスクリーンが対象。

※この図解は、あくまで参考としての一例であり、全てのケースに該当するものではありません。協力金算定の際は、ご自身の運営する施設の実態に応じてご判断ください。